

新 座 市 分 別 収 集 計 画

1 計画策定の意義

本市は、首都圏 25 km 圏内にある位置的条件と経済の高度成長等により昭和 40 年代に人口が爆発的に増加した経過がある。これらの要因や生活様式の変化に伴いごみ量は増加し、ごみ質も多様化していることから、ごみ減量と資源の有効活用を進めるため、従来の資源を消費する生活から資源循環型の社会生活への転換を図る必要性が求められている。

本市のごみの中間処理及び最終処分は、新座市・志木市・富士見市の 3 市で構成する志木地区衛生組合により処理されているが、深刻化する最終処分場の逼迫状況及び環境汚染問題への積極的な取組を求められているところである。

特に、現在、焼却灰等の埋立処分を地域外の県施設や県外の民間処分場に委託しており、将来的にも依存せざるを得ない状況である。このため、廃棄物の資源化及び最終処分量の減量化・減容化の推進が大きな課題となっているものである。

本計画は、このような状況の下、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示すものである。

- (1) ごみの発生及び排出を抑制し、排出されたごみは、可能な限り再利用・再資源化し、最終処分量を削減するものである。
- (2) 関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推

進するものである。

- (3) 分別収集の徹底、ごみの減量化・再資源化を進めるため、啓発活動を推進し、市民意識の高揚を図るものである。

3 計画期間

本計画は、平成23年4月を始期とする5年間（平成23年度から平成27年度まで）とし、当該計画は3年ごとに改定するものである。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とするものである。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	9,843t	9,903t	9,989t	10,071t	10,162t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施するものである。実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進めていくものである。

(1) ごみ減量・再資源化協力店認定制度

エコマーク商品の販売や簡易包装などに取り組むごみ減量・再資源化協力店を募集し、認定するとともに、市民にはエコマーク商品の購入や買い物袋の持参を啓発し、市民・事業者が一体となって「環境にやさしい生活・ごみをなるべく出さない暮らし」の実現を図るものである。

(2) 集団資源回収事業（支援制度）

小・中学校の保護者会や町内会等の住民団体による集団資源回収において、住民団体への奨励金の交付及び資源物回収事業者への補

助金の交付を行うことにより、ごみ排出抑制やリサイクルの推進効果の拡充を図るものである。

(3) メディアを用いた方策

ごみ・リサイクル資源の分別表・収集日程表（日本語版及び外国語版）の作成及び配布、市広報への廃棄物処理やリサイクル関連記事の定期的な掲載、市ホームページでの啓発など、様々なメディアを利用することで、正しいごみの出し方や分別する意識の向上等を図るものである。

(4) 生ごみ処理容器購入費補助金

家庭用のコンポストや生ごみ処理容器等を対象に購入費の一部を助成することで、可燃ごみ（生ごみ）の減量化及び堆肥化を推進し循環型社会の促進を図るものである。

(5) リサイクルプラザの運営

志木地区衛生組合・富士見環境センター内に設置されたりサイクルプラザにおいて、市民のリサイクル活動の拠点として、リサイクル工房、展示・学習コーナー、リサイクル活動室などのリサイクル情報交換の場の提供や、市民から出された粗大ごみから再生した家具の展示・販売などを行い、地域に密着した施設として市民の環境に対する意識向上を図るものである。

(6) リサイクル商品普及奨励事業

家庭から出る廃食用油を公共施設等で拠点回収して製造されたりサイクル石けんや、古紙から製造された紙ひもなどのリサイクル商品の普及奨励に努め、資源再利用に対する市民意識向上を図るものである。

(7) “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議への支援事業

リサイクルマーケットやごみ処理施設見学会、ごみ減量啓発ポスター展の開催など、ごみの減量化及び再資源化の促進を図るための活動を展開している、市民・各種団体・事業者で構成する“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議に対して、補助金などの支援を行うものである。

(8) ごみの現状とリサイクルに関する講座・説明会の開催

町内会や各種市民団体、小・中学生などに対して、市のごみの現状やリサイクルに関する出前講座や説明会を行い、正しいごみの分別やリサイクルに対する市民の意識向上を図るものである。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場を所有していないことを踏まえ、市民に対する適正なサービス、収集及び処理施設等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次表のように定めるものである。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		カン
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのも		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		資源プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	259t	257t	255t	254t	253t
主としてアルミ製の容器	162t	161t	160t	159t	158t
無色のガラス製容器	508t	506t	503t	503t	504t
	0t (508t)	0t (506t)	0t (503t)	0t (503t)	0t (504t)
茶色のガラス製容器	283t	282t	281t	280t	281t
	217t (66t)	216t (66t)	215t (66t)	214t (66t)	215t (66t)
その他の色のガラス製容器	260t	259t	258t	257t	258t
	225t (35t)	224t (35t)	223t (35t)	223t (34t)	223t (35t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	59t	59t	59t	60t	60t
主として段ボール製の容器	1,688t	1,679t	1,675t	1,671t	1,673t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油等を充てんするためのもの	520t	523t	527t	531t	536t
	0t (520t)	0t (523t)	0t (527t)	0t (531t)	0t (536t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	982t	998t	1,011t	1,024t	1,038t
	931t (51t)	946t (52t)	958t (53t)	971t (53t)	984t (54t)
	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

市の収集品目ごとに、過去5年間の排出量を基に各年度の1人1日あたりの排出量を推計し、その数値に過去5年間の人口推移から推計した各年度の人口推計値を乗じ、さらに各年度の日数を乗じて各年度の排出量を算出した。そして、その数値に過去の実績から算出した各品目の排出量に対する分別基準適合物の見込み量を算出した。

なお、各年度の人口と収集品目ごとの1人あたりの排出量の推計に際しては、表計算ソフトの近似曲線機能から一次式、指数式、べき乗式、対数式の4種類の計算式を使用して試算し、その中から市の基本構想や将来動向を勘案して妥当と考えられる推計値を採用した。

10 分別収集をする者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うことを基本とするものである。

なお、現在、拠点回収や集団資源回収登録団体により回収を実施している段ボール、飲料用紙製容器については、引き続き実施するものである。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	市収集	志木地区衛生組合
	アルミ製容器		市収集 集団回収	志木地区衛生組合 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市収集	志木地区衛生組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙パック	紙パック	拠点回収 集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市収集	志木地区衛生組合
	その他プラスチック製容器包装	資源プラスチック	市収集	志木地区衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック容器包装については、志木地区衛生組合の施設で選別・圧縮・保管するものである。

飲料用紙パック、段ボール、その他紙製容器包装については、紙問屋及び民間再生工場へ搬入するものである。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	コンテナ	パッカー車	志木地区衛生組合
アルミ製容器		ネット（網袋）	トラック	民間業者
無色のガラス製容器	ビン	コンテナ	トラック	志木地区衛生組合
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙パック	紙パック	ひもで結ぶ、回収箱	トラック	民間業者
段ボール	段ボール	ひもで結ぶ	トラック	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット（網袋）	パッカー車	志木地区衛生組合
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	ネット（網袋）	パッカー車	志木地区衛生組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

市民・各種団体・事業者で構成され、ごみの減量化及び再資源化の促進を図るための活動をしている“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議に対して補助金などの支援を行うとともに、十分に連携を図り、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の改革改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。